

(参考1：平成17年度のフロン類破壊量等の集計結果)

(単位kg)

	C F C	H C F C	H F C	合計	
年度当初の保管量	9,407	21,775	5,332	36,514	
引 取 量	第1種(業務用冷凍空調機器)	257,926	1,637,195	215,073	2,110,194
	第2種(カーエアコン)	299,906	-	392,938	692,844
	引き取った量の合計	557,833	1,637,195	608,011	2,803,038
破壊した量	556,710	1,624,645	608,539	2,789,894	
年度末の保管量	10,529	34,325	4,805	49,659	

小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

(参考2：回収量集計の予定)

今後、第一種フロン類回収業者(業務用冷凍空調機器関係)からの平成18年度におけるフロン類の回収量等の報告が都道府県知事等によって集計され、主務大臣(経済産業大臣及び環境大臣)あてに7月末までに通知されることとなっており、これを取りまとめた上で公表していく予定である。

(参考3：フロン回収・破壊法における今回の発表の位置付け)

平成14年より施行されたフロン回収・破壊法に基づき、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)と第二種特定製品(カーエアコン)について、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられている。第二種特定製品(カーエアコン)については、平成17年1月1日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)が本格施行されたことから、この日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車に搭載されていたものについては自動車リサイクル法に基づいて冷媒フロン類の回収が行われているが、自動車リサイクル法に基づいて回収された冷媒フロン類を含め、破壊はフロン回収・破壊法に基づくフロン類破壊業者によって行われている。

フロン回収・破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後45日以内に、前年度に破壊した量等を主務大臣に報告しなければならないとされており(第34条第3項)また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとされている(第46条)。

今般、上記規定に基づき、破壊量等の平成18年度分の報告が行われたので、その集計結果を公表するものである。

なお、平成19年6月28日現在で、81の破壊業者が主務大臣により許可を受けている。

(参考4：フロン回収・破壊法関係条文)

第三十四条第三項 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第四十六条 主務大臣は、第二十二條第三項の規定による通知又は第三十四条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。